

諸外国におけるGPSにより被告人の
位置情報を取得・把握する制度の概要
(一覧)

諸外国におけるGPSにより被告人の位置情報を取得・把握する制度の概要（一覧）

	アメリカ（連邦） 	イギリス （イングランド及びウェールズ） 	フランス 	韓国 	カナダ （ブリティッシュ・コロンビア州） 
根拠法令等	保釈の条件（合衆国法典18編3141条、3142条(c)(1)(B)(iv), (vii), (xiv), (c)(1)後段）	保釈の条件（1976年保釈法3条(6)項、(6ZAA)項）	予審対象者に対する移動式電子監視付居住指定（刑事訴訟法142-5条3項、763-12条1項等）	保釈の条件（電子装置付着等に関する法律31条の2第1項）	保釈（裁判時一時釈放命令）の条件（カナダ連邦刑法515条）
対象者・要件等	○法定刑等による対象者の限定なし ○実務上、高度の監督が必要であり、かつ、定められた住居地を離れる際に対象者の所在が監視されなければならないと認められる場合に適した手法とされている ○対象者の同意は不要	○法定刑等による対象者の限定なし ○電子監視の条件がなければ保釈を許可しないであろうと認められること、関連する地域内において、電子監視の実施に必要な環境が整っていることを要する ○対象者の同意は不要	○7年を超える拘禁刑で罰せられ、かつ、社会司法監督を命じられる犯罪により予審に付された者 ○GPS端末装着の際には本人の同意が必要（もっとも、同装置の装着を拒否する行為は、移動式電子監視付居住指定を取り消し、未決勾留に付すことを可能とする義務違反を構成する）	○法定刑等による対象者の限定なし ○裁判所が必要と判断した場合 ○対象者の同意は不要	○法定刑等による対象者の制限なし ○対象者の同意は、明示的には必要とされていないが、強制することはできない（もっとも、保釈条件を拒否し又はこれに従わない場合、保釈が認められず、又は逮捕され、勾留される）
決定機関	裁判所	裁判所	予審判事、自由勾留判事又は判決裁判機関	裁判所	裁判所
遵守事項	○一定の場所に行くこと、あるいは、一定の場所から出ることの禁止	○特定の場所・区域への立入禁止、あるいは、特定の場所・区域からの退出禁止等	○許可区域、立入禁止区域及び（必要に応じて）緩衝区域が設定される	○在宅拘禁、外出制限、住居制限等	○住居等の制限、夜間外出禁止、自宅拘禁、移動可能区域の制限
	○GPSの取り外し及び損壊禁止、GPS端末の充電義務、GPS機器に不具合が生じた場合の報告義務など	○機器の設置や装着を受忍すること、機器の損壊又は機能妨害、機器の移動又は電源を断つことなどをしないこと、指示通りに充電することなど	○装置の使用に関する指示の遵守、バッテリーの定期的な充電義務、位置特定装置の破壊の禁止	○電子装置の効用維持義務、電子装置の管理に関する保護観察官の指示に従う義務等	○GPS機器の装着及びその機能の維持を含む電子監視の規約を遵守すること
位置情報の取得・把握の実施主体	連邦裁判所（公判前事務担当官）	司法省から委託を受けた民間企業の電子監視サービス（EMS）	地域間行刑局内にある中央監視センター	法務省所属の保護観察所と位置追跡管制センター	州矯正局中央監視部門
遵守事項違反に対する措置・制裁	○違反があった場合、直ちに公判前事務担当官に通知され、同担当官が対象者と連絡を取り、対面で事情を確認するなどの対応 ○同担当官は、毎日、対象者の移動履歴をまとめたGPSマッピング及びGPS機器の活動状況を示す活動ログを確認 ○保釈の取消し、保釈条件の変更 ○法廷侮辱罪を構成し得る	○違反を発見したEMS職員は、警察に通報。警察官は、被告人が保釈条件に違反したと疑うに足りる合理的な疑いがある場合、無令状逮捕が可能 ○逮捕後は、治安判事裁判所に対象者を引渡し、治安判事が再度保釈を認めるか否かを判断	○対象者が立入禁止区域内等に滞在したこと、移動式電子監視装置の機能が停止したこと等を行刑局に通報 ○対象者が故意に電子監視付居住指定の義務を免れた場合、予審判事は、勾留勾引状又は勾引状を発付 ○予審判事は、未決勾留に付すことを求めて自由勾留判事に付託することも可能 ○罰則なし	○違反が発生した場合には、保護観察所が法院に通知 ○保釈の取消し又は保釈条件の変更がされる ○罰則なし	○条件違反があった場合、中央監視部門が、調査を促すアラートを受信 ○位置情報は警察官と共有可能。警察官は、被告人が保釈条件に違反したと疑うに足りる合理的な疑いがある場合、当該被告人を裁判官に引き渡すために、無令状で逮捕できる ○保釈条件違反等を理由とする保釈の取消しを求める公判の準備のため、州検察庁とも共有 ○条件違反は、新たな犯罪を構成